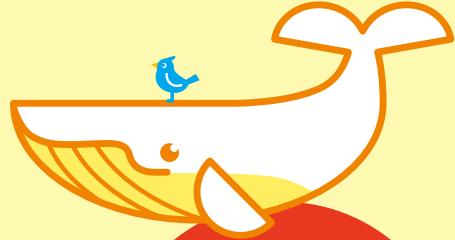




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

2016年

Press
Vol.14

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特 集

世界の成年後見

特別寄稿 第4回

成年後見法世界会議
ベルリンからの報告

芳賀 裕氏 日本成年後見法学会 常任理事



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート



第4回成年後見法世界会議 ベルリンからの報告

は が ゆう
芳賀 裕氏 日本成年後見法学会 常任理事

- ・1952年 福島県生まれ
 - ・1974年 明治大学卒業
 - ・1975年 司法書士事務所開設
 - ・2000年6月～2001年6月
社団法人 全国高等学校PTA連合会 副会長
 - ・2001年5月～2007年5月 福島県司法書士会 会長
 - ・2007年6月～2011年6月
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
 - ・2013年5月～2014年5月 全国市町村教育委員会連合会 副会長
 - ・2015年4月～ 日本高齢者虐待防止学会 監事

2016年9月14日から16日までドイツ連邦共和国の首都ベルリン郊外のエルクナー・トレーニングセンターにおいて世界30カ国より約500名の研究者・裁判官・実務家等が参加して標記世界会議が開催された。日本成年後見法学会からは研究者・弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士等46名が参加した。

1
—はじめに

せいか、連日30度を超す異常な暑さに汗をかきながらの会議参加となつた。



The image shows the exterior of the Bildungszentrum Erkner. A group of approximately ten people, mostly men, are standing outside the glass doors. Some are looking towards the building, while others are talking among themselves. The building has large windows and a modern architectural style. A sign above the entrance reads "Bildungszentrum Erkner". Below the entrance, there is a plaque with the text "エルクナー・トレーニングセンター入口".

A photograph showing a group of approximately ten people seated around a long conference table in a meeting room. The people are dressed in professional attire, and some are looking towards the front of the room where a panel of speakers is seated behind a second table. A large vase of pink flowers sits on the table. The room has white walls and a modern feel.

「意思決定代行」をテーマにした第一部で、国連障害者権利条約第12条の解釈から、「後見は、人権を制限する制度」として批判されているが、ドイツの法定世話人は本人が重篤な危機にある場合にその危機を回避する以外は代行決定をすることを認められていない。留保は、5%ほどあるが、立った代行決定を行なつ

「二元的制度か多類型の制度か」をテーマにした第二部では、日本の三類型は不公平・不適当な運用を避け、第三者の予測可能性を尊重しているが、包括的権利制限を禁じている条約第12条に反してゐる可能性がある。ドイツのようこの報告があつた。

4 世界会議オープニングでの 国連副委員長スピーチ

必要性の原則から本人個々の必要性を判断し
て決めることの困難さと、日本のように三類型
に本人個々の能力を当てはめて検討して決める
ことの困難さ、とを比較すれば大差はないので
はないか。多類型から元化へ変更することで行
為能力制限を限定的にすべきではないか、等と
討議がなされた。

また、第三部では「ネットワーク活動」について
議論がなされ、ドイツでは、当事者の自助グルー
プも含め学際的なネットワークが必要とされて
おり、全国843カ所の認定された世話協会で
は、リクルートする世話人候補者に「被世話人の
意思と希望を尊重すること」や「家族との接し
方」等を教えたりする研修カリキュラムを実施
して世話人候補者の質の向上を図っている、等
の報告があつた。最後に、本人と一緒に話し合い
本人の意思を尊重することが大切であり、それ
は行政的にも無視してはならないことである、

3 — 区裁判所（後見裁判所）の視察

世界会議前日の9月13日、管轄内人口約23万人のクーペニック区裁判所(後見裁判所)を訪問する機会を得た。私は、2010年に続いての訪問となつたが、前回と同じマリア・マメリー・ラツツエル判事から現状報告





クーペニック区裁判所入口

立した役職)に1年に1回、銀行取引等の報告をし、本人の無駄使いを世話人がチェックしているか、世話人に不正はないかを監督してもらつている。また、世話協会では、名譽職世話人のリクルートと研修、市民からの相談を受ける等の広報活動も行つてはいる、との報告をいただいた。現在この裁判所では3人の司法補助官が約40000件の継続事件を監督しているとのことだが、6年前は約4500件であつたので必要性の見直しが進んでいるのかもしれない。

をお聞きすることができた。また、世話協会の代表者であるヨーヘン・エクセラーコニック社会福祉士にも同席いただいた。裁判官からは、1992年に制定されたドイツ世話法は、ナチス時代の障害者への迫害の痛烈な反省から判断能力が低下しても法的行為能力が剥奪されることのない制度とされている。世話法には①必要性②自立性・自己決定③人権保護の3つの原則がある。世話人の職務範囲は①健康や医療②居所指定③住居に関する契約④郵便物の開披⑤財産管理、のうちから本人に必要とされる権限のみが付与される一元的制度になっている。裁判官は、世話開始の申立があると、ソーシャルレポートや医師の鑑定書を基に世話の必要性やその範囲を検討し、本人の聴聞を行う。世話人選任後7年以内で必ず「世話人が今後も必要か否か」見直すことが法定化されている、等の説明をいただいた。

護委員会副委員長
テレジア・デーグ
ナー氏の「障害者権利の視点からの成年後見」と題するスピーチであった。





副委員長(右側)

「障害者権利条約批准国1166カ国中、現在50カ国を調査したが、ほとんどが条約第12条に反している現状にあります。人権の擁護とは、人が主体として行使する権利を護ることです。本人の意思を可能な限り探るということを尽くした後にのみ意思決定の代理ができるのです。意識混濁で危機的状況にある人も自由な意思が無いのではない。そのような昏睡状態の患者の存在を意思決定代行を当然のように認める抜け道にしてはならなりません！本人を意思

世界の成年後見

世界の成年後見 ドイツ



世界の成年後見 ドイツ

制度の先進国といえるドイツでは、1992年に施行された成年者世話法によって「法的世話制度」がスタートしました。日本の法定後見にあたる制度では財産管理ののみならず、高齢者や障害者らの生活全般や健康、医療面についても幅広く支援を行うなど、身上監護面が重視されています。

日本の法定後見は、判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型からなるのに対し、ドイツは1類型です。そして個々のケースごとに本人に必要と判断された任務について世話人（日本の法定後見人に相当する）に権限が与えられるという、本人のニーズにあわせたオーダーメード型の制度設計がされています。これは、本人に対する法的干渉を必要最小限にとどめるという、世話を支える基本原理「必要性の原則」の表れであります。

① 制度概要

制度の先進国といえるドイツでは、1992年に施行された成年者世話法によって「法的世話制度」がスタートしました。日本の法定後見にあたる制度では財産管理ののみならず、高齢者や障害者らの生活全般や健康、医療面についても幅広く支援を行うなど、身上監護面が重視されています。

日本の法定後見は、判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型からなるのに対し、ドイツは1類型です。そして個々のケースごとに本人に必要と判断された任務について世話人（日本の法定後見人に相当する）に権限が与えられるという、本人のニーズにあわせたオーダーメード型の制度設計がされています。これは、本人に対する法的干渉を必要最小限にとどめるという、世話を支える基本原理「必要性の原則」の表れであります。

② 支援体制の特徴

ドイツの世話制度の特徴として、支援組織が確立していることがあげられます。支援組織は世話人を支援するための民間団体である「世話協会（Betreuungsverein）」、福祉行政を担当自治体の担当課である「世話官庁（Betreuungsbehörde）」、司法機関である「世話裁判所（Betreuungsgericht）」からなります。世話協会は、ボランティア

ドイツでは名譽職世話人と呼ばれる、家族・ボランティア等の無報酬の世話を大半で、業務として有償で世話を引き受ける職業世話人は3分の1ほどです。職業世話人の報酬は本人の資産から支払われますが、本人に支払能力がない場合には州政府が負担します。

日本の任意後見にあたる制度として、「万」の時に備えて自分で選んだ人に代理委任の手続をしておく「任意代理委任（Vorsorgevollmacht）」があります。この任意代理委任の手続をしていない状況で法的な支援が必要になつた場合に、世話制度が利用されることになります。

ア等の名譽職世話人の確保や育成、家族が世話人になった場合の教育や支援を行います。世話官庁は、自治体の世話業務を所管する役所で、本人の調査や裁判所に対する世話人の推薦などを行います。これらの民間、行政、司法の各機関が密接な連携と機能分掌に基づいて制度を運用している点は、日本と大きく異なる特徴です。（つ）

2010年（平成22年）10月に第1回成年後見法世界会議が横浜で開催されてから、早6年が経ち、

今年は第4回世界会議がベルリンで開催されました。そこで、今号の特集としてリーガルサポート広報委員がそれぞれ文献に当たり、世界の成年後見制度がどのようにになっているのか調べましたので、その概要をご紹介いたします。

なお、現時点では制度や運用が変更となっている可能性もありますので、あくまでも参考までにご覧ください。



世界の後見制度 比較一覧表

	ドイツ	イギリス イングランドとウェールズ	アメリカ	カナダ 主にオンタリオ州	オーストラリア 主にタスマニア州	韓国	日本
人口(約)	8,200万人	6,500万人	3億800万人	3,600万人	2,400万人	5,100万人	1億2,000万人
利用者数 (概数) H27まで	世話制度 約130万人 任意代理委任 約150万人 (2011年時点)	法定後見 53,100人 任意後見 100万人	不明	不明	不明	成年後見 870人 限定後見 122人 特定後見 62人 (2014年1月時点申立件数)	約190,000人 後見 152,000人 保佐 27,000人 補助 8,000人 任意 2,000人
現行制度	1992年	2005年	州ごとに異なる	1992年	不明	2013年	2000年
規定法	成年者世話法	意思決定能力法	統一後見手続法	代行決定法	不明	民法	民法
分類・類型	法定後見 世話制度1類型	法定後見	必要最小限の権限 を付与する1類型	必要なことのみを 後見する部分後見 が原則	身上監護人 財産管理人 医療同意代行人	法定後見 ①成年後見 ②限定後見 ③特定後見	法定後見 ①成年後見 ②保佐 ③補助
担当機関	世話裁判所	後見庁	州ごとに異なる	任意後見	身上監護任意後見人 財産管理任意後見人	契約による後見	任意後見
その他	複数後見・法人後見あり。 職権で後見が開始されることがある。	法定後見より任意後見 の利用の方が活発。	本人一人に、権限分掌 された複数の後見人が 付くこともある。	能力判定事務所が能力 判定を行う。	本人の希望を合意書に し、チームで支援する。	後見監督・複数後見・ 法人後見あり。	後見監督・複数後見・ 法人後見あり。

*上記一覧表は、各国の制度がさまざまであるため、正確には分類されていません。

【参考文献】

- 社会医学研究、第33巻1号、Bulletin of Social Medicine, Vol.33(1) (2016) 「介護保険とともに高齢社会を支える成年後見制度の現状と課題—ドイツを参考に—」 島根大学法文学部 宮本 恒子
- 大原社会問題研究所雑誌 No.622(2010.8) 「成年後見制度における本人意思の尊重」 上山 泰
- 中央大学HP 「ドイツ成年者世話法から学ぶもの」 中央大学法学部教授 新井 誠
- 月報司法書士(2008.4) 「ドイツにおける成年後見制度」 社団法人 成年後見センター・リーガルサポート理事長 芳賀 裕
- 筑波ロー・ジャーナル 8号(2010.9) 「論説 成年後見制度の理念的再検討 —イギリス・ドイツとの比較を踏まえて—」 上山 泰、菅 富美枝

世界の成年後見 アメリカ



世界の成年後見 イギリス イングランドと ウェールズ



① 制度概要

2005年制定の意思決定能力法（MCA）が現行制度の根拠法で、我が国の法定後見と任意後見に類似した制度が定められています。

法定後見類似の制度については、意

思決定能力のない人のための意思決定行為に関する手続を扱う保護裁判所が、法定後見人を選任します。ただし、包括的な後見人の選任よりも、重大な医療行為に関する決定等の個々の問題ごとに決定を行う「保護裁判所後見」が優先されます。特別な必要性がある場合には、「保護裁判所による法定後見人選任」が行われますが、授権の範囲や期間は限定的に定められます。法定後見人の役割は、身上監護と財産管理ですが、財産管理のみ命じられている法定後見人が大多数です。選任された法定後見人の監督は、保護裁判所ではなく、後見事件に特化した法務省の一組織である後見庁が行います。

任意後見類似の制度については、かつて対象は財産管理のみでした。しかし、MCA 制定を機に永続的代理権授与制度(LPA)が定められ、身上監護も

② 支援体制の特徴

「誰もが自分で決定して自分の人生を決める権利を持つ」とする本人中心主義が基本ですが、人には意思決定能力があるということが大前提になります。仮に意思決定能力がない場合には、本人に代わって意思決定をする親族や後見人等が、本人の最善の利益（ベスト・インタレスト）に基づいて意思決定を代行します。

⑥本人の過去および現在の意向、心情、信念や価値観を考慮しなければならない。

⑦本人が相談者として指名した者、家族・友人などの身近な介護者、法定後見人、任意後見人等の見解を考慮に入れて、判断しなければならない。

② 支援体制の特徴

するきっかけとなつたのが、後見制度に関する1987年のAssociated Pressの報道です。この報道では、後見手続の皆さんさだけでなく、後見人による虐待やその職務放棄など、被後見人の置かれた悲惨な状況が報告されました。

そしてこの報道と前後して、アメリカ法律家協会などの法曹団体から改革案が提示され、各州で法改正が実施されることとなりました。

こうして、後述する現行の後見制度が誕生しましたが、そこにも改善しなければならない多くの問題点があり、アメリカでは、持続的代理権授与法や信託制度などの代替システムが後見制度によつて、財産管理だけを行う後見人、身上監護だけを行う後見人、財産管理及び身上監護の両方を行う後見人、それぞれの一部のみを行う後見人が選任されることになります。

また、日本の後見制度が家事事件手続き法によって規律され、個別的に関係者から陳述を聴く「審問」という形式が採用されているのに対し、アメリカの後見制度は「対審」構造を取り入れています。後見の申立てがされると本人のために弁護士が選任され、誰を後見人に選任すべきかといった点について審理する際に、本人が十分に開示することができます。

【参考文献】

- 「アメリカ成年後見ハンドブック」
ジムニー、グロスバーグ
 - リーガルサポートプレス Vol.9(2015)
「取材1 障害者権利条約と
成年後見制度に関する連続研究会」
 - 実践成年後見 53号(2014)
「成年後見人による財産管理の基準
～アメリカ法と台湾法との比較を中心として～」

ですのと、利用者の能力及び必要性によって、財産管理だけを行う後見人、
身上監護だけを行う後見人、財産管理
及び身上監護の両方を行う後見人、そ
れぞれの一部のみを行う後見人が選任
されることになります。

また、日本の後見制度が家事事件手
続法によつて規律され、個別的に関係者
から陳述を聴く「審問」という形式が採
用されているのに対し、アメリカの後見
制度は「対審」構造を取り入れています。
後見の申立てがされると本人のために
弁護士が選任され、誰を後見人に選任
すべきか、どのような権限が付与される
べきかといった点について審理する際に、
本人が十分に関与することができます。

は、後見序で、本人と受任者が署名した。

②支援体制の特徴

証明書を添付して証人立会いの下で行なわれます。手続面でも費用面でも利用ができます。

⑤尊厳死の希望を明確に文書で記したうえで、医療処置を施してはならない。他方、こうした文書がない場合、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされて判断してはならない。

【参考文献】

- リーガルサポートプレス Vol.4(2013)
「報告 講演会イギリス及びドイツの成年後見制度の現状について」
 - 経済志林78 第3巻 「イギリスの成年後見制度にみる市民社会の構想1」菅 富美枝
 - 現代社会文化研究 No.55 「イギリスの成年後見法にみるベスト・インタレストの判断」小林 佳乃子
 - 日本弁護士連合会 第58回人権擁護大会
シンポジウム 第2分科会 基調報告書
「成年後見制度から意思決定支援制度へ」

**リーガルサポート
成年後見クイズ 特別版**

ポスターセッションにリーガルサポートが日本から唯一参加し、優秀賞を受賞したことを記念して、
今回はリーガルサポート成年後見クイズ特別版を企画しました!

次のページの成年後見に関するクイズに見事全問正解した方の中から、
抽選で30名の方にオリジナル図書カード1,000円をお送りします。

みなさま、奮ってご参加ください!

郵便はがき
お手数ですが
52円切手を
貼ってください
160-0003

「成年後見クイズ係」行
公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階

いつも、あなたのそばに。
always by your side
全国共通
図書カード
¥1,000
ホットちゃん
Legal Support
エールくん
リーガルサポートは
全国の司法書士が
構成する団体です
※当選者の発表は
発送をもって代えさせて
いただきます。

応募方法
ハガキの場合
←左の応募ハガキを点線に沿って切り取り、
クイズの解答・氏名・住所・感想等をご記入のうえ、
ポストに投函してください。
FAXの場合
ハガキの解答欄に必要事項をご記入の上、
解答欄の面をFAX送信してください。
03-5363-5065
●応募締切／平成29年3月31日
●お寄せいただいた個人情報(氏名・住所・電話番号・職業)は、
プレゼントの抽選・発送以外には使用しません。

世界の成年後見 韓国

韓国の新しい成年後見制度は、それまでの行為能力宣告(いわゆる禁治産・限定治産宣告)が廃止され、2013年7月1日に施行されました。

その指導理念は、日本同様、大きく

- ①被後見人の自己決定権の尊重
- ②正常生活化(ノーマライゼーション)
- ③残存能力の活用を掲げています。

まだ開始して3年ですが、最近になって導入された分、日本よりもっと柔軟で先進的な部分があるように思います。

1 制度概要

大きく法定後見と契約による後見(任意後見)があり、そして、法定後見は、次の3類型に分かれています。

(1) 成年後見 民法第9条
(被成年後見人—成年後見人)
疾病、障害、老齢、その他理由による精神的制約により事務を処理する能力が持続的に欠けた者が対象となります。

この『精神的制約』は、日本民法第7条などの「精神上の障害」よりも広い概念ですが、身体的制約があるという事情だけでは、後見は開始されません。

また、包括代理権が付与される日本とは違い、残存能力の活用の指導理念によ

事務を処理する能力が(持続的に)不足した者が対象となります。必要な範囲でのみ行為能力を制限する類型です。

(3) 特定後見 民法第14条の2
(被特定後見人—特定後見人)
一時的後援又は特定の事務に関する後援が必要な者が対象で、期間や範囲を定めて特定後見人に代理権が付与されます。この後見の期間と権限の範囲を定める特定後見は、日本にはない類型です。

成年後見や限定後見程度に意思決定能力が限定した場合でも、特定後見を利用でき、たとえば、1年、2年などの一定の期間に、遺産分割協議や生活費の通帳管理などの特定の事務のサポートのために特定後見を開始することができます。

被特定後見人は、制限行為能力者ではなく、行為能力者なので、特定後見人には同意権・取消権が認められていません。

2 支援体制の特徴

り家庭法院(裁判所)が「取消できない年後見人が持つ法定代理権の範囲」を決定することができようになっています。

(2) 限定後見 民法第12条
(被限定後見人—限定後見人)
事務を処理する能力が(持続的に)不足した者が対象となります。必要な範囲でのみ行為能力を制限する類型です。

①被後見人を治療等の目的で精神病院などに隔離する場合
②被後見人の生命・身体に障害などの危険な医療行為に同意する場合
③被後見人が居住する建物敷地の売渡、賃貸、抵当権設定など法律行為をする場合

家庭法院の許可が必要とされるのは、次の場合です。

①被後見人を治療等の目的で精神病院などに隔離する場合
②被後見人の生命・身体に障害などの危険な医療行為に同意する場合
③被後見人が居住する建物敷地の売渡、賃貸、抵当権設定など法律行為をする場合

【参考文献】

- 平成26年 公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート
定時総会(札幌)特別講演 配布資料
嚴徳洙
- 成年後見制度
新・アジア家族法三国会議編
日本加除出版



編 集 後 記



読書の秋、今回の特集である外国の成年後見制度を調べるのに疲れたので、昔に読んだ小説本を引っ張り出して次々と読み直してみました。前は自分と同じ比較的若い世代の登場人物に注目しがちでしたが、私自身年を取ってきましたし、成年後見に関わっていることも影響してか、自然と高齢の登場人物に目が行くようになり、感情移入もしやすくなりました。そして、小説を通じて、「人生の先輩である高齢者に対する尊敬の念と寛大な気持ちを忘れてはならない。このことは成年後見への取組みでも変わらない」と、改めて考える機会となりました。

以上、読み直してみて本当に良かったと思う小説の中から、感謝の意味も込めて2つだけ挙げておきます。

◇井上靖「夜の声」 交通事故で頭を打った万葉集研究家の老人が、「人の心を正せ」という神の声を聞いたのをきっかけに、幼い孫娘を連れて蒸発し、万葉の清らかな心を取り戻すための旅に出る、という話です。

◇テリー・ケイ「白い犬とワルツを」 妻に先立たれた癌の老人が子供らと暮らす中、どこからともなく白い犬が現れるようになるが、主人公の老人以外の人には姿が見えない…という話です。

(ひ)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

マークのある支部にはホームページがあります 各支部名で検索! リーガルサポート ○○支部 検索

- 札幌支部 011-280-7078 [HP](#)
- 千葉県支部 043-301-7831
- 富山県支部 076-431-9332
- 徳島支部 088-622-1865 [HP](#)
- 函館支部 0138-27-2345 [HP](#)
- 茨城支部 029-302-3166 [HP](#)
- 大阪支部 06-4790-5643 [HP](#)
- 高知支部 088-825-3141
- 旭川支部 0166-51-9058
- とちぎ支部 028-632-9420
- 京都支部 075-255-2578 [HP](#)
- えひめ支部 089-941-8065
- 釧路支部 0154-41-8332
- 群馬支部 027-224-7771 [HP](#)
- 兵庫支部 078-341-8686 [HP](#)
- 福岡支部 092-738-1666 [HP](#)
- 宮城支部 022-263-6786
- 静岡支部 054-289-3999
- 奈良支部 0742-22-6707 [HP](#)
- 佐賀支部 0952-29-0626
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山梨支部 055-254-8030 [HP](#)
- 滋賀支部 077-525-1093
- 長崎支部 095-823-4710
- 山形支部 023-623-3322
- ながの支部 026-232-7492 [HP](#)
- 和歌山支部 073-422-0568
- 大分支部 097-532-7579
- 岩手支部 019-653-6101
- 新潟県支部 025-244-5141
- 広島県支部 082-511-0230
- 熊本支部 096-364-2889 [HP](#)
- 秋田支部 018-824-0055
- 愛知支部 052-683-6696 [HP](#)
- 山口支部 083-924-5220 [HP](#)
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 青森支部 017-775-1205
- 三重支部 059-213-4666
- 岡山県支部 086-226-0470 [HP](#)
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 東京支部 03-3353-8191 [HP](#)
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 鳥取支部 0857-24-7013 [HP](#)
- 沖縄支部 098-867-3526
- 神奈川県支部 045-640-4345 [HP](#)
- 福井県支部 0776-30-0016
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 [HP](#)

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

